

## 議案第1号

久慈市立久慈湊小学校移転改築造成その2工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

久慈市立久慈湊小学校移転改築造成その2工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築造成その2工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 契約金額 615,989,000円
- 4 受注者 住所 久慈市栄町第32地割107番地2  
氏名 畑田建設工業株式会社  
代表取締役社長 畑田 速人

令和7年10月17日提出

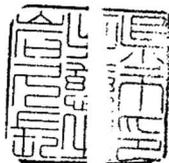
久慈市長 遠藤 譲一

### 提案理由

久慈市立久慈湊小学校移転改築造成その2工事の請負契約を締結しようとするものである。



建設工事請負契約書



1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築造成その2工事

2 工事場所 久慈市旭町地内

3 工期 議会の議決を受けた日から  
令和9年3月23日まで

4 工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯の定め

(1) 定めあり (別紙特記仕様書等のおとり)

(2) 定めなし

[該当する項目に丸印を記載する。]

5 請負代金額 金 615,989,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 55,999,000円)

[( )の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。]

適用税率	税抜	消費税額
10%適用	559,990,000円	55,999,000円

6 契約保証金 金 61,598,900円

7 建設発生土の搬出先等

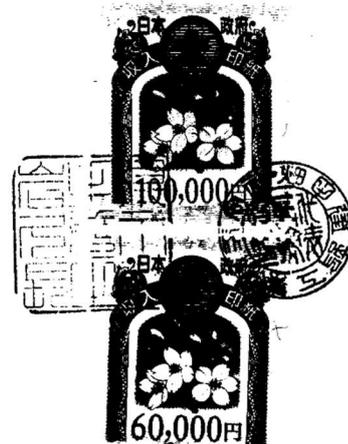
(1) 搬出予定あり (建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。)

(2) 搬出予定なし

[該当する項目に丸印を記載する。]

8 解体工事に要する費用等 別紙1のとおり

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の適用がある場合に使用する。]



上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する

ものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

なお、この契約は、議会において可決されたときに本契約として確定することを約し、この建設工事請負契約を締結する。

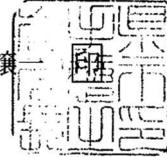
本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年10月3日

登録番号 T4000020032077

発注者 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 謙

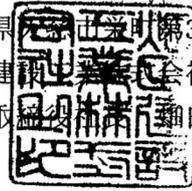


登録番号 T8400001008011

受注者 住 所 岩手県久慈市久慈第32地割16番地2

氏 名 畑田建設株式会社

代表取締役 畑田 謙



法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土木	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用  
(受注者の見積金額)

(注)解体工事の場合のみ記載する。

該当なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

名称 別紙のとおり

所在地 別紙のとおり

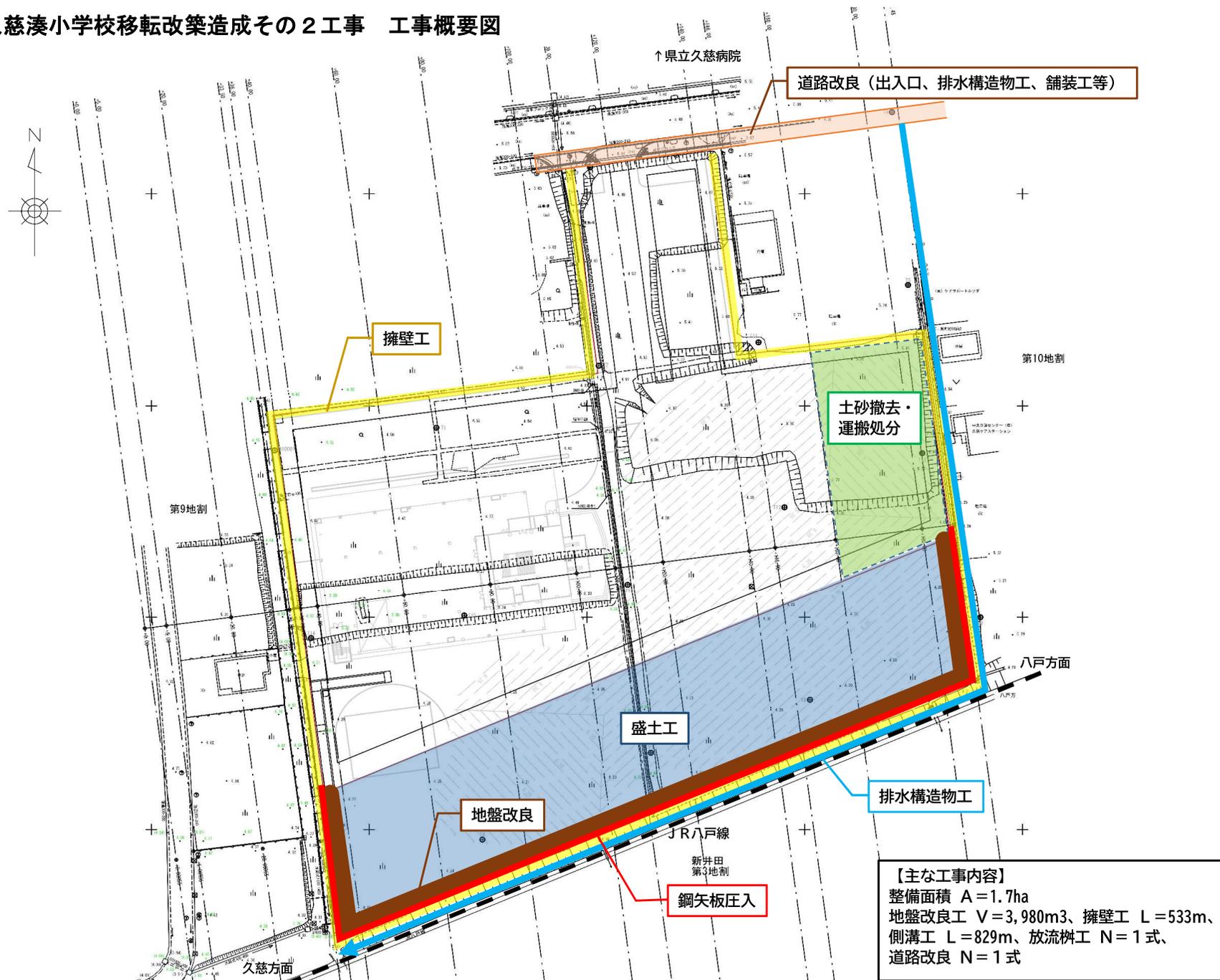
4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用  
(受注者の見積金額)

680,000円(税込み)



議案第1号参考資料

久慈市立久慈湊小学校移転改築造成その2工事 工事概要図



報告第1号

道路の管理に関する事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

道路の管理に関する事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和7年10月1日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 損害賠償の額 52,536円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和7年8月13日午前2時30分頃、長内町第12地割地内の市道小久慈線を走行中の車両が、自宅の敷地へ進入するため、路側の側溝を通過した際、側溝蓋が跳ね上がり、車両底部を損傷したものである。

令和7年10月17日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 久慈市

久慈市長 遠 藤 譲 一

乙

(2) 日 時 令和7年8月13日 午前2時30分頃

(3) 場 所 久慈市長内町第12地割22-36 地先(市道小久慈線)

(4) 車 両

乙 車台番号

登録番号

(5) 概 況

上記日時・場所において、甲が管理する市道小久慈線を走行中の乙車両が、自宅の敷地へ進入するため、路側の側溝を通過した際、側溝蓋が跳ね上がり、乙車両の底部を損傷したものである。

2 示談の内容

(1) 甲は乙に対して、本事故による車両損害につき修理代 52,536 円を支払うものとする。

(2) 本事故によって生じた(1)の損害賠償の支払いは、乙の指定する方法によるものとする。

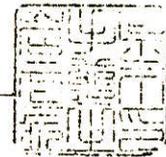
(3) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申し立てをしないこととして円満に成立した。

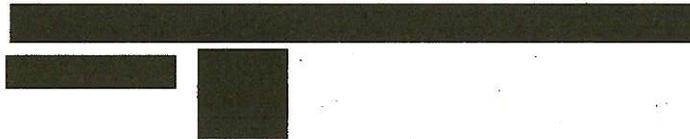
令和7年 10月 1日

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠 藤 譲 一



乙



別紙

損害明細書

損害賠償額の算定		
当事者	甲	乙
車両損害額	① 0円	② 52,536円
責任割合	③ 100%	④ 0%
甲・乙の責任額	⑤ 52,536円 (②×③)	⑥ 0円 (①×④)
決済方法	⑦甲は、乙に対して、本事故による車両損害額52,536円を支払う。	

## 報告第2号

教育活動中の車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

教育活動中の車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和7年9月29日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 損害賠償の額 63,745円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和7年8月21日午前10時20分頃、久慈総合運動場にて開催された久慈地区中学校陸上競技大会において、久慈市立山形中学校が陣地に設営していたテントが強風により飛ばされ、近隣に駐車していた相手方が所有する車両に衝突し、損傷させたものである。

令和7年10月17日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠 藤 譲 一

乙

[Redacted]

[Redacted]

(2) 日 時 令和7年8月21日 午前10時20分頃

(3) 場 所 久慈市長内町第28地割105番地1 (久慈総合運動場)

(4) 車 両

乙 車両登録番号

[Redacted]

(5) 概 況

久慈総合運動場にて開催された久慈地区中学校陸上競技大会において、久慈市立山形中学校が陣地に設営していたテントが強風により飛散し、近隣に駐車していた乙が所有する車両に衝突し、損傷させたものである。

2 示談の内容

(1) 本事故によって生じた車両の損害に対し、甲は乙に63,745円を別紙損害明細書のとおり支払う。

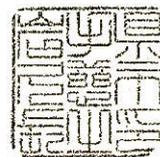
(2) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申立てをしないこととして円満に成立した。

令和7年9月29日

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠 藤 譲 一



乙

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

別紙

損害明細書

損害賠償額の算定		
事故当事者	甲	乙
車両損害額	① 0 円	② 63,745 円
責任割合	③ 100 %	④ 0 %
甲・乙の責任額	⑤ 63,745 円 (②×③)	⑥ 0 円 (①×④)
決済方法	⑦ 甲は、乙に対して、本事故による車両損害額 63,745 円を支払う。	